
平塚市危機管理対処方針

令和4年3月

平塚市

目次

第1章	総則	1
第1	目的	
第2	定義	
第3	平塚市危機管理対処方針の位置付け	
第4	基本姿勢	
第2章	危機管理体制	4
第1	危機管理の行動原則	
第2	危機管理の推進体制	
第3	危機事態への対応体制	
第3章	事前対策	6
第1	危機事態の想定	
第2	危機管理対応マニュアルの作成	
第3	職員の訓練及び研修等の実施	
第4	市民等及び事業者への啓発と協力	
第5	所管する業務・施設の安全管理	
第6	資機材等の確保	
第7	関係機関等との連携	
第8	危機管理対策連絡会	
第4章	応急対策	8
第1	初動体制	
第2	危機情報の収集・伝達	
第3	対応レベルの設定と対応体制	
第4	動員・配備	
第5	市民等の安全の確保	
第6	被害の拡大防止	
第7	情報の提供	
第5章	事後対策	13
第1	復旧対策の推進	
第2	市民生活の安定	
第3	再発防止	
第4	危機管理対応マニュアルの検証・見直し等	
別表1	各カテゴリーでの想定できる危機事態例と主な所管部局	14
別表2	危機管理対応マニュアルの記載事項例	17
様式1	危機事態連絡票	18
様式2	危機事態連絡票 危機事態連絡先・連絡状況	19

第1章 総則

第1 目的

平塚市危機管理対処方針は、平塚市（以下「市」という。）における危機管理に関する統一的な基本的事項を定めることにより、危機事態に対し総合的かつ効果的に対処し、市民等（市内に所在する市民以外の者を含む。以下同じ。）の生命、身体及び財産に及ぼす被害の防止又は最小に抑えることを目的とする。

第2 定義

1 危機事態

危機事態とは、災害又は大規模な事故、事件等により、市民等の生命、身体及び財産に被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態をいい、次の3つのカテゴリーに大別する。

なお、各カテゴリーにおいて想定できる主な危機事態及び所管部局は別表1のとおりとする。

【危機事態のカテゴリー】

カテゴリー名	対象とする危機事態	事態例
カテゴリーⅠ	平塚市地域防災計画の対象となる危機事態	<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害（地震、津波、風水害、土砂災害、火山災害など） ・自然災害以外（油流出等海上災害、放射性物質災害、鉄道災害、航空災害、その他の災害）
カテゴリーⅡ	平塚市国民保護計画の対象となる危機事態	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃事態（着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃） ・緊急処理事態（大規模テロ行為など）
カテゴリーⅢ	カテゴリーⅠ・Ⅱに属さない危機事態	<ul style="list-style-type: none"> ・健康危機（新型インフルエンザ等感染症など） ・環境危機（環境汚染（大気、水、地下水、土壌など）、産業廃棄物の不法投棄による健康被害） ・市内における犯罪等違反行為に起因する危機など

2 危機管理

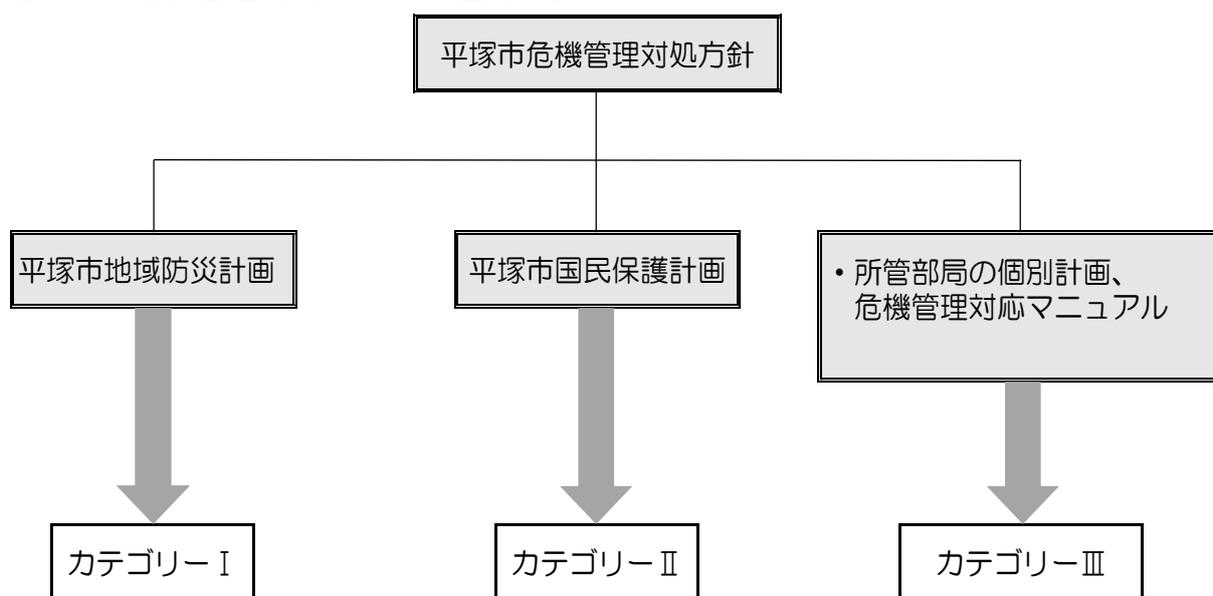
危機管理とは、危機事態の発生を未然に防ぐための事前対策、危機事態が発生した場合の被害拡大防止のための応急対策及び事態収束後の市民生活の安定を図るための事後対策などを総合的に推進することをいう。

第3 平塚市危機管理対応方針の位置付け

平塚市危機管理対応方針は、市内におけるあらゆる危機事態に対する統一的な考え方や基本的ルールを示すものであることから、次のとおり平塚市地域防災計画、平塚市国民保護計画等の危機事態に対する個別の対応計画の上位に位置し、これら個別の対応計画は、平塚市危機管理対応方針を踏まえる。

なお、危機管理対応マニュアルが未作成の事態が発生した場合は、この対応方針に沿って対応を行う。

【平塚市危機管理対応方針の位置付け】



第4 基本姿勢

1 市の基本姿勢

市は、市民等の生命、身体及び財産を守るため、市が有する全ての機能を十分に発揮するとともに、関係機関等との相互の連携・協力により危機事態への対策を迅速かつ適切に行う。

2 危機管理監の役割

- (1) 危機管理監は、市長の命を受けて、危機管理に関する事務を統括する。
- (2) 危機管理監は、被害が相当な規模であり、社会的影響が大きく全庁的な対応が必要な場合や、危機事態の所管部局が複数ある場合は、必要な総合調整を行う。
- (3) 危機管理監は、発生した危機事態の所管部局が不確定な場合は、所管部局の確定及び関係部局間の調整を行う。

3 各部局の役割

- (1) 各部局は、所管が明確な危機事態が発生した場合、危機管理対応マニュアル（後述）に基づき、危機管理対応主体として対応し、必要に応じて関係部局及び関係機関等と連携して当該事態に対処する。
- (2) 各部局は、発生した危機事態の所管部局が複数ある場合や所管部局が不確定な場合は、危機管理監の総合調整により、関係部局及び関係機関等と連携して当該事態に対し必要な対応を行う。
- (3) 各部局は、当該危機事態の所管部局でない場合においても、一体となって事

態に対応する必要があることから、必要に応じて所管部局と連携し支援に当たる。

4 危機管理課の役割

危機管理課は、危機管理監の指揮監督の下、関係部局間の調整等に当たるとともに、所管部局の危機事態への対応について助言、協力を行う。

5 職員の基本姿勢

職員は、常に危機管理意識を持ち、主管する事務における様々な危機事態について調査、研究し、その事前対策、応急対策及び事後対策を検討するとともに、危機管理対応マニュアルを確認し、訓練や研修を通じて、必要な知識や技術の習得、危機管理能力の向上に努める。

第2章 危機管理体制

第1 危機管理の行動原則

危機管理は、次の行動原則を基に危機事態への対処を行う。

【危機管理の行動原則】

・未然防止

・受動的でなく能動的に行動する

・疑わしきときは行動する（早期発見、早期対処）

・最悪の事態を想定して行動する

・透明性の確保（情報の提供・公開）

第2 危機管理の推進体制

1 危機管理監

危機管理監は、市長を補佐し、全庁的かつ総合的に危機管理を統括する。

2 危機管理統括責任者

危機管理統括責任者は、各部局長をもって充て、危機管理監を補佐するとともに、各部局の危機管理責任者を統括する。

機構上、所管する部局長が存在しない課の危機管理統括責任者は、次のとおりとする。

所属名	危機管理統括責任者
会計課	企画政策部長
選挙管理委員会事務局	総務部長
農業委員会事務局	産業振興部長

3 危機管理責任者

危機管理責任者は、各課長をもって充て、平常時から危機事態に関する情報の収集に努めるとともに、市民等、事業者及び関係機関等との窓口になるなど、横断的な連携を図り、各課における危機管理の推進役を担う。

第3 危機事態への対応体制

危機事態が発生し、又は発生するおそれがある情報（以下「危機情報」という。）を入手した場合は、危機事態への対応を行うと同時に通常業務への支障を極力排除するため、危機事態の規模や被害状況等に応じて、次の体制で対応する。

ただし、事態の推移等に応じて必要な体制（対応レベル）へ移行する。

（1）対応レベル1

危機事態の被害の及ぶ範囲、市民等への影響及び社会的影響が限定的で、所管部局による対処が可能な場合は、所管部局が通常体制を強化して対応する。

また、所管部局が必要と認めるときは所管部局対策本部を設置することができる。

(2) 対応レベル2

危機事態の被害の及ぶ範囲が相当な規模であり、市民等への影響や社会的影響が大きく、その危機事態の所管部局を越えて複数の部局による対処が必要な場合は、平塚市危機管理対策会議設置要綱に基づき、平塚市危機管理対策会議を設置して対応する。

(3) 対応レベル3

危機事態の被害の及ぶ範囲が全市的であり、市民等への影響や社会的影響が極めて大きく、全庁的な対処が必要と判断される場合は、対策本部を設置して対応する。

【危機事態への対応体制】

危機事態の規模	対応体制	対応者	対応責任者
被害・影響が限定的、 所管部局による単独 対応が可能	<ul style="list-style-type: none"> 所管部局対応 (レベル1) 	所管部局	危機管理統括責任者
被害・影響が大きい、 複数部局による対応 が必要	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理対策会議 風水害警戒本部 所管部局の個別計画・危機管理対応 マニュアルに基づく対策会議 (レベル2) 	所管部局 及び 関係部局	副市長
被害・影響が極めて大 きい、全庁での対応が 必要	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理対策本部 災害対策本部 地震災害警戒本部 国民保護対策本部 緊急対処事態対策本部 所管部局の個別計画・危機管理対応 マニュアルに基づく対策本部 (レベル3) 	全庁	市長

第3章 事前対策

第1 危機事態の想定

各部局は、所管業務に関する危機事態をあらかじめ想定し、危機事態の未然防止と被害の軽減等に努めるとともに、危機事態発生時の円滑な応急対策の実施に備える。

第2 危機管理対応マニュアルの作成

各課（危機管理責任者）は、想定できる危機事態に関する事前対策、応急対策及び事後対策を迅速かつ的確に実施するために、平塚市危機管理対処方針を踏まえて、想定する各危機事態に対応する危機管理対応マニュアルを作成する。

この危機管理対応マニュアルは、別表2の記載事項例を参考に作成し、市民等の人権の尊重及びプライバシーの保護並びに高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者などに十分配慮するとともに、随時改訂を行って、実情に合わせるよう努める。

作成した危機管理対応マニュアルは、危機管理統括責任者及び危機管理監に提出し、マニュアルの改訂を行った場合も同様とする。

第3 職員の訓練及び研修等の実施

各部局は、職員一人一人の危機管理意識と危機事態への対応能力の向上を図るため、想定する危機事態に応じた訓練及び研修等を計画的に実施する。また、それに伴って危機管理対応マニュアルの検証を行う。

第4 市民等及び事業者への啓発と協力

各部局は、平常時から様々な危機事態に関する情報提供や広報活動を通じて、市民等及び事業者の意識啓発に努める。また、危機事態発生時に備え活動や連絡等に関して、市民等及び事業者と協力・連携を図る。

第5 所管する業務・施設の安全管理

各部局は、所管する業務の情報連絡及び緊急対応体制等の点検・確認などを実施するとともに、所管する施設の保全、安全管理に努め、危機事態の発生に備える。

なお、所管する業務又は施設に民間委託又は指定管理者を導入している場合は、所管部局において各事業者と連携しながら安全管理に努める。

第6 資機材等の確保

各部局は、想定する危機事態発生時の応急対策に必要な資機材等を備蓄・整備する。また、あらかじめ保管することに支障のある資機材等は、危機事態発生時に速やかに調達・使用できるよう体制を整備する。

第7 関係機関等との連携

各部局は、想定する危機事態発生時の応急対策が円滑に実施できるよう、危機事態発生時における活動や連絡等に関し、神奈川県、平塚警察署、医療機関などの関係機関等と平常時から連携を密にする。

第8 危機管理対策連絡会

危機管理課及び各部局は、平常時から危機事態の予防に最善を尽くすとともに、必要に応じて平塚市危機管理対策会議設置要綱に基づく危機管理対策連絡会を開催し、全庁的な危機管理に関する情報の共有と危機事態への的確な対策を検討する。

第4章 応急対策

第1 初動体制

各部局は、危機情報を入手した場合は、正確な情報を迅速に収集するため、情報収集体制を強化するとともに、あらかじめ定めた危機管理対応マニュアル等に基づき対処する。また、収集した危機情報は、危機管理課及び関係部局と共有化を図る。

なお、各部局が、所管部局が不確定である危機情報を入手した場合は、速やかに危機管理課へ報告する。

危機管理課は関係すると思われる部局と連携しながら当面の初期対応を行い、危機管理監の調整により所管部局が確定した後、速やかに所管部局へ引き継ぐ。

第2 危機情報の収集・伝達

(1) 情報の収集

各部局は、危機情報を入手した場合は、関係機関等と密接な連携を図り、迅速に事態についての正確な情報を収集する。

(2) 情報の伝達と共有化

各部局は、収集した危機情報を、危機事態連絡票（様式1、2）により危機管理課に報告する。また、危機管理課は、必要に応じて報告を受けた危機情報の共有化を図る。

(3) 情報の報告

危機管理課は、収集した危機情報を、所管部局と連携しながら危機管理監に報告するとともに、必要な指示を受ける。

第3 対応レベルの設定と対応体制

1 対応レベルの設定

危機管理監は、危機情報を入手した場合は、その危機事態の規模・影響等を勘案し、第2章で定める対応レベルを次のとおり設定する。

(1) 対応レベル1（所管部局による対応）

危機管理対応マニュアル等を基に、発生した危機事態の所管部局の長である危機管理統括責任者が危機管理監及び危機管理課と協議し、対応を決定する。

なお、発生した危機事態の所管部局が不確定な場合は、危機管理監が事務分掌や過去の経過などを総合的に勘案して所管部局を確定する。

所管部局は、情報収集の強化体制を継続し、危機事態発生後の事態の状況、推移の把握及び関係部局との情報の共有に努める。

対応レベル2への移行は、所管部局の危機管理統括責任者が危機管理監と協議し、危機管理監が決定する。

(2) 対応レベル2（平塚市危機管理対策会議）

所管部局の危機管理統括責任者等から報告を受けた危機管理監は、副市長に当該情報を報告し、副市長が必要と判断した場合は、平塚市危機管理対策会議設置要綱に基づき、平塚市危機管理対策会議（以下「対策会議」という。）を設置して対応する。

対策会議では、収集した危機情報を分析・検討し、発生した危機事態への対応に当たる。

対応レベル3への移行は、危機管理監から報告を受けた副市長が決定する。

ただし、個別の計画がある場合は、それぞれの計画に基づき対応する。

(3) 対応レベル3（対策本部対応）

危機管理監等から報告を受けた副市長は、市長に当該情報を報告し、市長が必要と判断した場合は、市長を本部長とする平塚市危機管理対策本部（以下「対策本部」という。）を設置し、次のとおりその対策を講じる。

ただし、個別の計画がある場合は、それぞれの計画に基づく対策本部により対応する。

【対策本部の組織及び対策本部長等の職務】

ア 組織

対策本部の組織は、次のとおりとする。

対策本部長	市長
対策副本部長	副市長、教育長、病院事業管理者
危機管理監	防災・危機管理監
対策本部員 （危機管理統括責任者）	各部局長

イ 対策本部長等の職務を次のとおり定める。

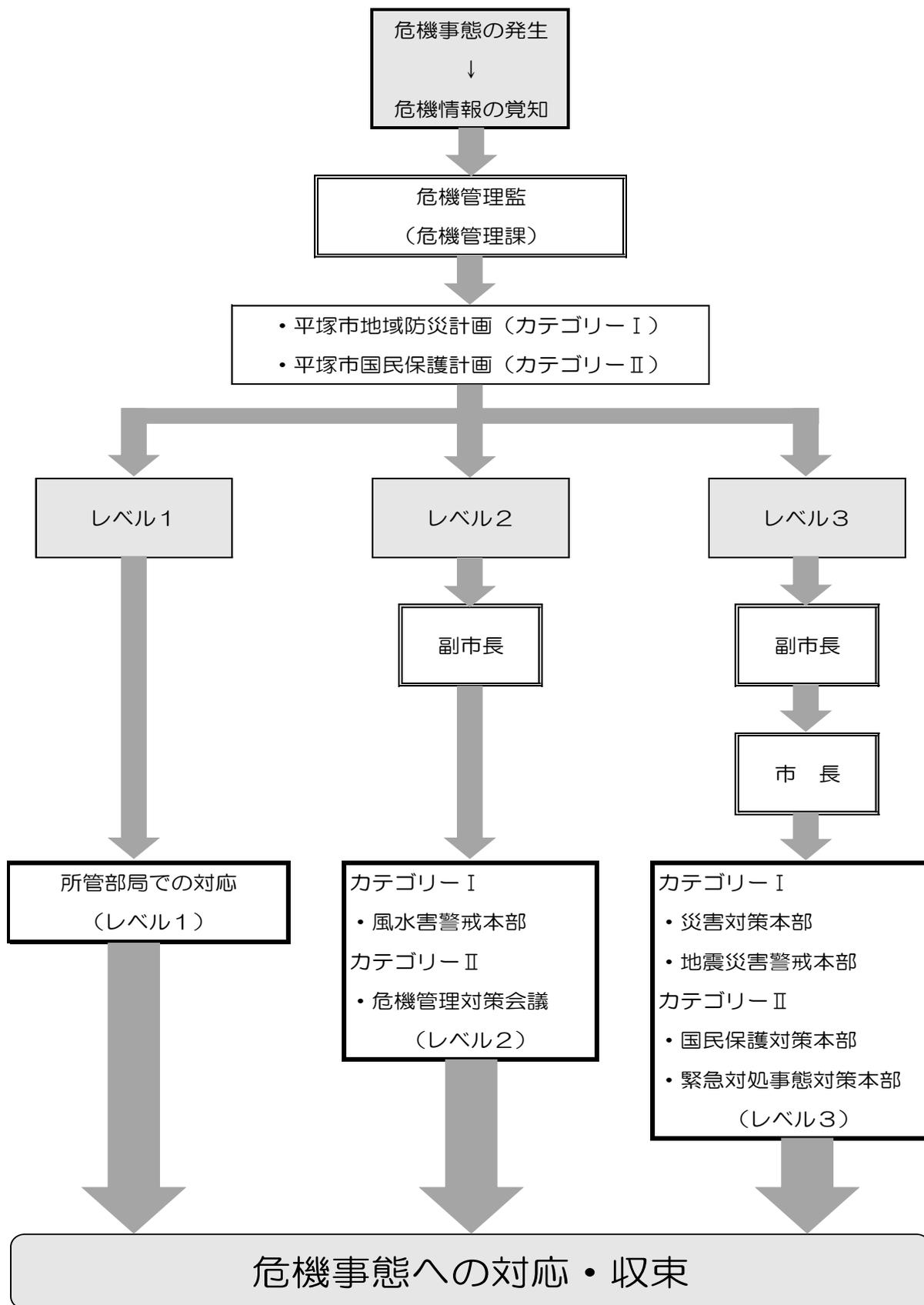
- 対策本部長
対策本部長は、対策本部の事務を総括する。
- 対策副本部長
対策副本部長は、対策本部長を補佐し、対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 危機管理監
危機管理監は、対策本部長及び対策副本部長の命を受け、対策本部内の調整を行い、対策本部員を統括する。
- 対策本部員
平塚市災害対策本部の体制を準用し、危機事態への対応や部内の調整に当たる。
- 事務局
対策本部の事務局は、危機管理課とする。

2 対応レベルの縮小と体制の解除

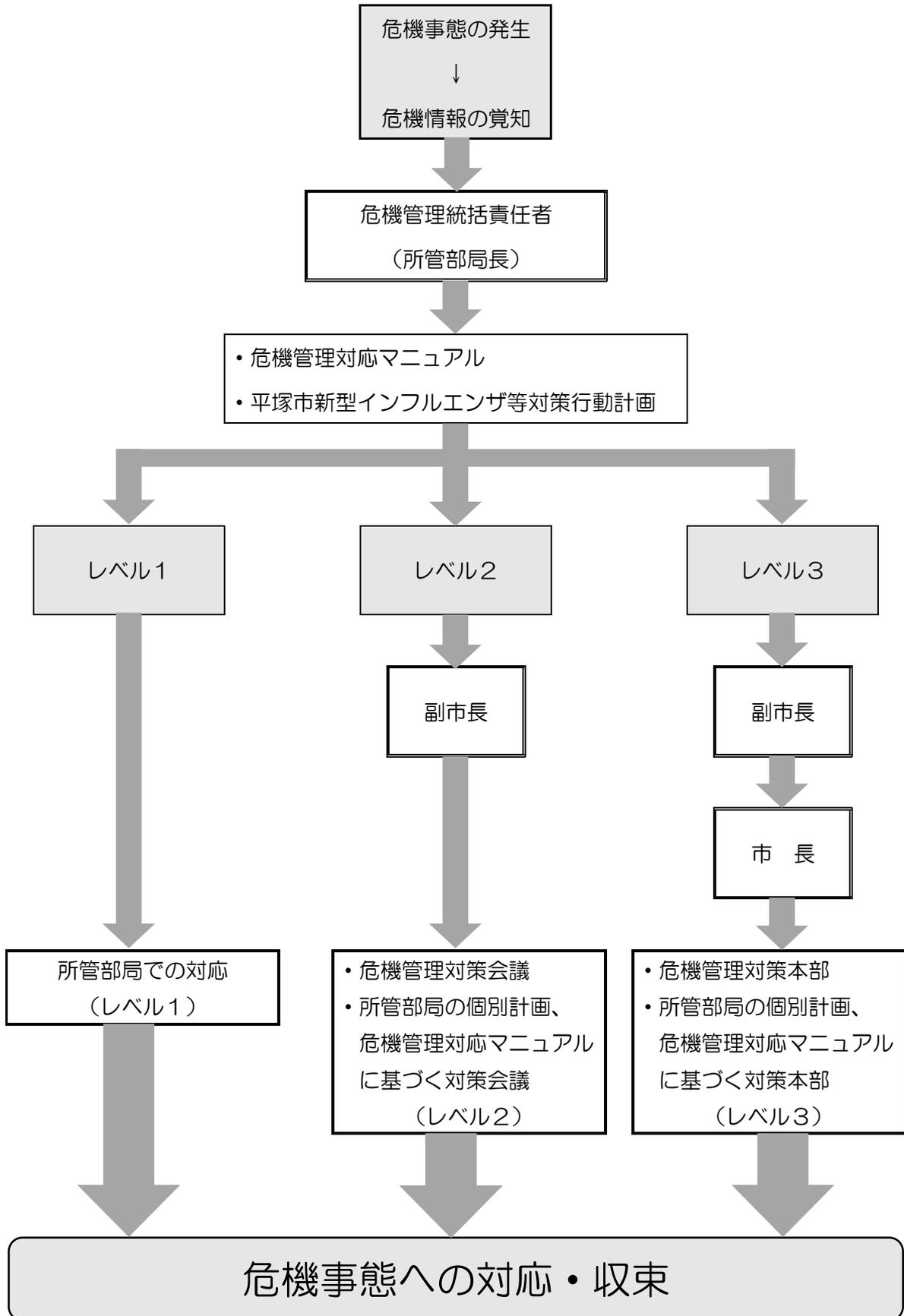
各対応レベルにおいて、危機事態の規模や影響の収束等が認められる場合は、各対応レベルの対応責任者の判断により対応レベルを下げ、体制を縮小する。

危機事態の完全な収束により、それ以上の対策が必要なくなると認められる場合は、各対応レベルの対応責任者の判断により、体制を解除する。

【危機事態対応イメージ】（カテゴリーⅠ・Ⅱの場合）



【危機事態対応イメージ】（カテゴリーⅢの場合）



第4 動員・配備

各部局は、勤務時間外に危機情報を入手した場合は、緊急連絡網等により情報を伝達し、危機管理対応マニュアルに基づく職員の動員・配備を行う。

なお、動員・配備の状況は、速やかに危機管理監等に報告する。

第5 市民等の安全の確保

危機事態発生直後において、各部局は、関係部局、関係機関等との連携の下、市民等の生命、身体及び財産の保護を最優先に対策を実施する。

その際、二次災害の発生に留意し、安全を確保した上で、迅速、確実に被害者の救出・救助を実施するとともに、負傷者等に対して必要な措置を行う。

第6 被害の拡大防止

各部局は、被害の拡大防止のため、危機事態の発生場所周辺等の安全を確保する必要が生じた場合は、周辺住民の避難誘導など必要な措置を実施するとともに、関係機関等に対しても必要な措置を要請する。

被害の拡大防止措置が明確な場合は、周辺住民や関係機関等に速やかにその対処方法等を周知する。

第7 情報の提供

1 市民等への情報提供

各部局は、危機事態発生時の混乱を防止し、市民等の安心・安全を確保するため、次の項目を中心に、広報課を通じて市民等に対して情報を提供する。

なお、各情報は、事態の推移に応じて、その都度提供する。また、必要に応じて、市民等から寄せられる問合せや要望に対する窓口等の設置、市ホームページの活用などにより適切に対応する。

- (1) 危機事態の発生状況
- (2) 二次災害の危険性
- (3) 住民がとるべき対応方法等
- (4) 応急対策の実施状況
- (5) 高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者などへの支援の呼び掛け
- (6) 生活関連情報
- (7) 危機事態収束に伴う報告

2 市議会への連絡

危機事態の発生や収束、その対策は、議会局を通じて市議会に連絡する。

3 報道機関への情報提供

報道機関への情報提供は、所管部局等から資料等の提供を受けた広報課が危機事態の推移に応じ、記者会見、資料提供等の方法により速やかに行う。

第5章 事後対策

第1 復旧対策の推進

各部局は、市民生活や地域の社会経済活動への影響を最小限に抑えるため、関係機関等と連携して、円滑な復旧対策の推進を図る。

第2 市民生活の安定

危機事態の収束後は、市及び関係機関等は相互に協力しながら、被災者等の生活援護、地域経済の復興支援等を行い、市民生活の早期回復の促進に努める。

第3 再発防止

各部局は、危機事態の発生原因を究明し、実施した事前対策及び応急対策の内容を検証し、課題を整理した上で、再発防止策を検討・実施する。

第4 危機管理対応マニュアルの検証・見直し等

各部局は、危機事態に対して実施した対策の検証を踏まえて、社会事情や個別事態に即した危機管理対応マニュアルの見直しを行う。また、危機管理対応マニュアルが未作成の危機事態が発生した場合は、事態の検証を踏まえて新たに危機管理対応マニュアルを作成する。

別表1

【各カテゴリーでの想定できる危機事態例と主な所管部局（例示）】

カテゴリーⅠ 平塚市地域防災計画の対象となる危機事態	主な所管部局
自然災害	平塚市地域防災計画による
地震、津波	
台風、暴風、豪雨、洪水、高潮、土砂災害など	
火山災害	
自然災害以外	
油流出等海上災害	
放射性物質災害	
鉄道災害	
航空災害	
その他の災害 ・大規模火災 ・危険物及びガスの爆発、流出、漏えい	

カテゴリーⅡ 平塚市国民保護計画の対象となる危機事態	主な所管部局
武力攻撃事態	平塚市国民保護計画による
着上陸侵攻	
ゲリラや特殊部隊による攻撃	
弾道ミサイル攻撃	
航空攻撃	
緊急処理事態	
危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃	
多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃	
多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃	
破壊の手段として交通機関を用いた攻撃	

カテゴリーⅢ 平塚市地域防災計画・平塚市国民保護計画の対象とならない危機事態	主な所管部局
健康危機	
新型インフルエンザ等感染症	健康・こども部
動物由来感染症（日本脳炎、ペストなど）	健康・こども部
家畜伝染病（BSE、鳥インフルエンザなど）	産業振興部 健康・こども部
劇毒物漏洩	健康・こども部
食品への有害物質の混入事件・事故	健康・こども部
医薬品等による市民等への健康被害	健康・こども部
飲料水による健康被害	健康・こども部
大規模な食中毒	健康・こども部
学校給食による食中毒	教育総務部
環境危機	
環境汚染（大気、水、地下水、土壌など）	環境部
産業廃棄物の不法投棄による健康被害	環境部
市内における犯罪等違法行為に起因する危機	
建造物への立てこもり事件	市長室
市内公共施設における危機	
公園における事故	都市整備部
市営住宅における事件・事故	都市整備部
学校施設における事件・事故	教育総務部 学校教育部
市所管施設（公共施設）における事件・事故	施設所管部局

その他の危機	
国内外において市民が被災した事件・事故	市長室
市外で起きた事故等に由来する放射性物質による汚染	環境部 市長室
市内イベント等不特定多数の者が集合する場所での事故	イベント等所管部局 市長室
不発弾等の発見	市長室
ライフライン（電気・ガス・上下水道）の大規模な停止	市長室 土木部
庁内における大規模な通信障害や基幹的情報システムのダウン（コンピュータウイルスなど）	企画政策部
危険動物ペットの脱走	環境部
野生鳥獣（イノシシ等）による市民等への被害	産業振興部 環境部
海水浴場での事故	都市整備部
異常湧水による水不足	産業振興部 市民部
市民の個人情報の大規模な漏えい	各所管部局
特に配慮を要する市民（DVや虐待等の被害にあっている市民等）の個人情報の漏えい	各所管部局

別表2

【危機管理対応マニュアルの記載事項例】

項目	内容
1 総則	1 マニュアル制定の目的 2 対応の基本姿勢 3 対象とする危機事態の概要等 4 危機管理体制
2 事前対策	1 情報収集伝達体制 2 職員の動員計画（連絡網等）※ 3 訓練及び研修等の実施計画 4 市民等及び事業者への啓発と協力 5 資機材等の確保 6 予防対策
3 応急対策	1 応急対策の内容 2 二次被害の防止策 3 広報・相談窓口 4 関係機関等への連絡要請など（関係機関連絡先等）※
4 事後対策	1 復旧対策の内容 2 被害等による影響の軽減

※異動等に伴い、定期的な見直し及び所要の改訂を行う。

危機事態連絡票（第____報） 危機事態連絡先・連絡状況

発信： _____ 課

連絡日時	機 関 名 電 話 番 号	連絡内容
月 日 時 分		<input type="checkbox"/> 連絡票のとおり
月 日 時 分		<input type="checkbox"/> 連絡票のとおり
月 日 時 分		<input type="checkbox"/> 連絡票のとおり
月 日 時 分		<input type="checkbox"/> 連絡票のとおり
月 日 時 分		<input type="checkbox"/> 連絡票のとおり
月 日 時 分		<input type="checkbox"/> 連絡票のとおり
月 日 時 分		<input type="checkbox"/> 連絡票のとおり
月 日 時 分		<input type="checkbox"/> 連絡票のとおり
月 日 時 分		<input type="checkbox"/> 連絡票のとおり
月 日 時 分		<input type="checkbox"/> 連絡票のとおり
月 日 時 分		<input type="checkbox"/> 連絡票のとおり
月 日 時 分		<input type="checkbox"/> 連絡票のとおり
月 日 時 分		<input type="checkbox"/> 連絡票のとおり

平塚市危機管理対処方針

平成20年	11月	18日	策定
平成22年	4月	1日	改訂
平成25年	6月	26日	改訂
平成31年	1月	22日	改訂
令和元年	10月	1日	改訂
令和4年	3月	22日	改訂
